みやぎ障害者プラン最終案 中間案からの変更点

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘要
	重点施策	重点施策	(☆はパブリックコメント等によ る修正)
	1 障害を理由とする差別の解消	1 障害を理由とする差別の解消	
24	<背景>	<背景>	
	障害のあるなしに関わらず,全ての県民がお互いの人格と	障害のあるなしに関わらず、全ての県民がお互いの人格と	
	個性を尊重し,支え合える地域社会 <u>づくり</u> のためには,障害	個性を尊重し、支え合える地域社会のためには、障害	☆地域生活移行には県民の意識も
	や障害のある人に対する深い理解が必要であり、これは障害	や障害のある人に対する深い理解が必要 <u>です。</u>	重要という意見の反映
	のある人の地域生活への移行を進める上でも大変重要な要		
	素であると言えます。		
	また,平成28年4月に「障害者差別解消法(以下この章	また、平成28年4月に「障害者差別解消法(以下この章	
	において「差別解消法」といいます。)」が施行され、行政	において「差別解消法」といいます。)」が施行され、行政	
	機関や事業者等による、障害を理由とする不当な差別の禁止	機関や事業者等による、障害を理由とする不当な差別の禁止	
	等が定められ、障害のある人の権利擁護の一層の推進が求め	等が定められ、障害のある人の権利擁護の一層の推進が求め	
	られています。	られています。	
	しかしながら、同年12月に県が実施した県民意識調査で	しかしながら、同年12月に県が実施した県民意識調査で	
	は、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が36%	は、「障害者差別解消法を知っている」と回答した割合が36%	
	にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした	にとどまったほか、障害のある人に対して同様の質問をした	
	基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合が23%	■ 基礎調査でも、同法を「知っている」と回答した割合が23%	
	と低水準となっており、障害者差別に関する制度の浸透は不	と低水準となっており、障害者差別に関する制度の浸透は不	
	十分と言わざるを得ない状況にあります。	十分と言わざるを得ない状況にあります。	
	また、県民意識調査において、障害を理由とする差別につ	また、県民意識調査において、障害を理由とする差別につ	
	いて「経験がある」、「その場に居合わせたことがある」と	いて「経験がある」、「その場に居合わせたことがある」と	
	回答した割合が20%であったのに対し、基礎調査で「差別の	回答した割合が20%であったのに対し、基礎調査で「差別の	
	経験がある」と回答した割合は28%(知的及び精神の障害が	経験がある」と回答した割合は28%(知的及び精神の障害が	
	ある人は約4割)となっており、県民の間でも意識の乖離が	ある人は約4割)となっており、県民の間でも意識の乖離が	
	生じていると考えられることから、これらの解消に向けた取	生じていると考えられることから、これらの解消に向けた取している。	
	組を進める必要があります。	組を進める必要があります。	

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘要
	なお、今回の基礎調査結果では、性別による大きな特徴は 見受けられませんでしたが、国の障害者基本計画において、 障害のある女性は、更に複合的な困難等に置かれる場合があ るとされており、今後は、こうした配慮も含めた差別解消の 取組が求められると考えられます。		☆障害のある女性の複合的な困難 に着目すべきではないかという 協議会での意見の反映
27	< 主な推進施策> (4) 関係機関と連携した差別解消の取組 ◆ 「宮城県障害者施策推進協議会」等において、 <u>障害を理由とする差別</u> に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての <u>民間企業を含む</u> 関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。	<主な推進施策> (4) 関係機関と連携した差別解消の取組 ◆ 「宮城県障害者施策推進協議会」等において、 <u>障害者差別</u> に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。	・文言の整理 ☆障害者差別解消に係る民間事業 者への取組の言及が少ないとい う意見の反映
28	2 雇用・就労等の促進による経済的自立 <背景> 障害のある人の雇用・就労の推進は、社会参加の機会創出 や生きがいづくりの面で大きな効果が期待されるほか、経済 的な自立を促進する観点からも大変重要であるといえます。 このため、民間企業等における雇用機会の確保・拡大、職 業訓練・職業能力の開発に対する支援はもちろんのこと、直 ちに一般就労が困難な障害のある人のためにも、就労支援施 設等の働く意欲を就労に結びつける、福祉的就労の場の確 保・充実が必要であり、特に、福祉的就労の場で働く障害の ある人の工賃水準の引き上げを促進する環境整備が求めら れています。	2 雇用・就労等の促進による経済的自立	☆雇用・就労の推進は経済的な自立に加え、社会参加や生きがいづくりにも重要という意見の反映

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
	<現状等> (1) 障害者雇用率 ◆ 障害のある人の雇用情勢については、障害のある人自身の働く意欲の向上と、社会全体の理解・関心の高まり等を背景に着実に進展しつつあり、障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、平成29年度で約5,400人、実雇用率は1.94%、法定雇用率の達成企業数742社といずれも過去最高となりました。【図表2-3】障害者雇用率等の推移(略)【図表2-4】法定雇用率達成企業数等の推移(略)	<現状等> (1) 障害者雇用率 ◆ 障害のある人の雇用情勢については、障害のある人自身の働く意欲の向上と、社会全体の理解・関心の高まり等を背景に着実に進展しつつあり、障害者雇用促進法に基づく本県の雇用障害者数は、平成28年度で約5,200人、実雇用率は1.88%、法定雇用率の達成企業数706社といずれも過去最高となりました。 【図表2-3】障害者雇用率等の推移(略) 【図表2-4】法定雇用率達成企業数等の推移(略)	・データの更新
29	 (2) 福祉的就労からの一般就労 ◆ 福祉施設を利用していた障害のある人の一般就労への移行は、就労支援施設等(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)の整備とともに、堅調に推移しており、平成23年度から平成28年度までの6年間で延べ1、323人となっています。 【図表2-5】就労支援施設等(定員数)と一般就労への移行者数の推移(略) 	 (2) 福祉的就労からの一般就労 本 福祉施設を利用していた障害のある人の一般就労への移行は、就労支援施設等(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)の整備とともに、堅調に推移しており、平成23年度から平成27年度までの5年間で延べ1,032人となっています。 【図表2-5】就労支援施設等(定員数)と一般就労への移行者数の推移(略) 	・データの更新
30	(3) 平均工賃月額等の推移 ◆ 本県の就労継続支援B型事業所で働く障害のある人に支払われた工賃は、平成28年度総額で約8.4億円と、平成23年度と比べて約3億円増加しており、平均工賃月額についても18,695円と全国でも比較的高い水準を維持していますが、第二期計画に掲げる目標額23,000円には達していない現状にあります。 【図表2-6】平均工賃月額と工賃総額の推移(略)	(3) 平均工賃月額等の推移 ◆ 本県の就労継続支援B型事業所で働く障害のある人に支払われた工賃は、平成27年度総額で約7.9億円と平成23年度と比べて、約2.5億円増加しているほか、平均工賃月額についても18,643円と全国でも比較的高い水準を維持していますが、第二期計画に掲げる目標額23,000円には達していない現状にあります。 【図表2-6】平均工賃月額と工賃総額の推移(略)	・データの更新

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
32	<主な推進施策> (3) 職業訓練・職業能力の開発 ◆ 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。また、センターの相談能力等の向上のため、セミナーや研修会を開催するとともに、各センター間の連携を深め、すべてのセンターの支援機能の向上を図ります。	<主な推進施策> (3) 職業訓練・職業能力の開発 ◆ 「障害者就業・生活支援センター」を中心に、一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。	☆センターの機能強化が必要とい う意見の反映
36	3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成 施策の方向 障害のある人の地域生活への移行を進めるため、引き続き グループホームや地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供を可能にするための相談 支援体制の充実や、介護人材の確保・育成、サービスの質の確保等に取り組みます。 特に、障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制の構築を図るほか、支援の必要性が高まっている発達障害に関する支援体制の整備を推進するとともに、医療的ケア実施体制の充実に向けた取組を進めます。 また、県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」については、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。	3 自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成	

 < 生な推進施策> (2) 住まい・支援拠点の整備等 ③ セーフティネット機能の確保・充実 ◆ 地域での生活が困難な障害のある人を受け入れている障害者支援施設について、施設問の連携を強化し、緊急時の対応も含めた柔軟允受入体側の整備や支援之本企の底上げを図ります。 ◆ 特に、その中核的役割を担うことが期待されている場立障害者支援施設・経済とて策定した整備基本情想に基づき、老析化やバリアフリー等への対応に加えて、県立施設が担うべきセンター機能(県全域のセーフティネット、民間施設のベックアップ、地域の社会資源のコーディネート)を発揮するための再整備を推進します。 (2) 住まい・支援拠点の整備等 ③ セーフティネット機能の確保・充実 ・ 地域での生活が困難な障害のある人を受け入れている民意間の管害者支援施設・企政・ファィネット・バックアップ 機能での施生活が固定した。 ・ 特に、その中核的役割を担うことが期待されている場立が担うできたソター機能(原金域のセーフラィネット・バリアフリー等への対応に加えて、県立施設が担うべきセンター機能(足を域のセーフアィネット、民間 のパックアップ、地域の社会資源のコーディネート)を発揮するための再整備を推進します。 ・ 文言の整型 ・ 文言の整型 ・ 文言の整型

該当	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘要
ページ	各論	各論	
	第1章 共に生活するために 第2節 「情報のバリアフリー」の推進 <現状と課題>	第1章 共に生活するために 第2節 「情報のバリアフリー」の推進 <現状と課題>	
44	 ◆ 情報は日常生活や社会生活を営む上で欠かせないものであり、障害のあるなしや年齢等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、円滑に利用できるアクセシビリティの向上が必要です。 ◆ また、障害のある人が抱えている困難等についての理解を深め、社会的障壁の除去や、障害のある人の社会参加を一層促進する観点からも、障害特性に応じたコミュニケーション手段の確保・充実が併せて求められています。 ◆ 県内において、こうした情報の取得・利用やコミュニケーション支援が特に必要と考えられる視覚障害のある人は約5,200人、聴覚・平衡機能に障害のある人は約6,300人、音声・言語機能障害のある人は約1,100人となっています。 	 ★ 情報は日常生活や社会生活を営む上で欠かせないものであり、障害があっても、円滑に情報を取得・利用できる環境整備や合理的配慮が必要です。 ★ 特に、社会的障壁の除去の観点からも、障害の有無や年齢等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるアクセシビリティ向上の環境整備が求められています。 ★ 県内において、 情報の取得・利用やコミュニケーションの確保に支援が必要である 視覚障害のある人は約5,200人、聴覚・平衡機能に障害のある人は約6,300人、音声・言語機能障害のある人は約1,100人となっており、それぞれの障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上が求められています。 	☆視覚障害や聴覚障害のある人が 抱える困難さの理解が必要では ないかという意見の反映と,そ れに併せた文言の整理
54	第2章 いきいきと生活するために 第3節 雇用・就労の促進 <現状と課題> (雇用・一般就労) ◆ 平成29年6月1日現在の県内の民間企業(50人以上規模の企業1,396社)における障害のある人の雇用者数は 5,357.5人(前年比+184.5人),実雇用率は1.94%(同+ 0.06ポイント)と,いずれも過去最高となりましたが,法定 雇用率2.0%に達していないほか,全国平均(1.97%)も下	第2章 いきいきと生活するために 第3節 雇用・就労の促進 <現状と課題> (雇用・一般就労) ◆ 平成28年6月1日現在の県内の民間企業(50人以上規模の企業1,411社)における障害のある人の雇用者数は5,173.0人(前年比+342.5人),実雇用率は1.88%(同+0.09ポイント)と,いずれも過去最高となりましたが,法定雇用率2.0%に達していないほか,全国平均(1.92%)も下	・データの更新

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
	<u>回っている</u> 状況にあり、一層の雇用機会の創出が求められています。	<u>回っている</u> 状況にあり、一層の雇用機会の創出が求められています。	
59	第3章 安心して生活するために 第1節 相談支援体制の拡充 <施策の方向> 1 相談支援の充実強化 (障害特性に応じた相談支援体制の充実) ◆ 在宅の障害のある人(重症心身障害児者,知的障害のある人,身体障害のある人など)の地域における生活を支えるため,市町村が実施する障害者相談支援事業と連携を図りながら,障害のある人やその家族等が身近な地域で療育相談や指導が受けられる相談支援体制を構築します。	第3章 安心して生活するために 第1節 相談支援体制の拡充 <施策の方向> 1 相談支援の充実強化 (障害特性に応じた相談支援体制の充実) (追加)	☆重症心身障害の記述が足りない という意見の反映
63	第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備 <施策の方向> 2 地域における生活の場の確保 ◆ 県,市町村及び民間関係団体が会員となっている「宮城県居住支援協議会」において、障害のある人を含む住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に向けた居住支援のあり方などについて意見交換等を実施するほか、居住支援法人の指定など新たな住宅セーフティネットに対応した体制づくりを進めます。	第3節 在宅・施設サービス等の充実と提供体制の整備 <施策の方向> 2 地域における生活の場の確保 (追加)	☆公営住宅や民間賃貸住宅への入 居支援に取り組むべきという意 見の反映

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
67	第4節 保健・医療・福祉等の連携促進<施策の方向>1 保健・医療・福祉等の連携促進(保健・医療の推進)◆ 先天性代謝異常等の検査を実施し、疾病の早期発見・	第4節 保健・医療・福祉等の連携促進<施策の方向>1 保健・医療・福祉等の連携促進(保健・医療の推進)◆ 先天性代謝異常等の検査を実施し、疾病の早期発見、	☆「障害の予防」という表現は誤
	早期治療を行い、早期療育に努めます。 3 精神疾患対策の拡充 (心の問題・精神疾患の予防等)	早期治療を行い、障害の予防を図ります。 3 精神疾患対策の拡充 (心の問題・精神疾患の予防等)	解や偏見を招くおそれがあると いう意見の反映
68	◆ 精神科病院に入院している精神障害のある人については、入院が長期化しないよう、医療機関に配置される退院支援相談員等とともに市町村、保健所、障害福祉サービス事業所などが連携して退院支援に取り組みます。	(追加)	☆精神障害のある高齢の長期入院 者の退院支援の記述を追加すべ きという意見の反映
司	◆ 精神障害のある人が安心して地域で暮らせるための 課題の共有や必要な体制の整備を図るため、市町村、圏 域、県のそれぞれに保健、医療、福祉関係者による協議 の場を設置します。	(追加)	☆精神疾患に関する知識の普及啓発には、圏域毎に当事者の要望を聞くようなチームが必要という意見の反映
71	6 医療的ケア体制の整備 ◆ 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所事業所及び訪問系・日中活動系サービス事業所,重度の心身障害のある人(重症心身障害児者など)等を受け入れる医療型短期入所事業所の不在・偏在の解消を図ります。	6 医療的ケア体制の整備 ◆ 医療的ケア等に対応した福祉型短期入所事業所及び 訪問系・日中活動系サービス事業所, 重度の心身障害の ある人等を受け入れる医療型 短期入所事業所の不在・偏在の解消を図ります。	☆重症心身障害の記述が足りない という意見の反映

該当ページ		最終案	中間案(平	成29年度第2回協議会提示資料)	摘	要
		プランの推進と進行管理		プランの推進と進行管理		
78	第1項の規定に表 ある「宮城県障害 見提出手続(パン の声や,障害福祉 定いたしました。 なお,障害者 施行の児童福祉	障害者基本法第11条第5項及び第36条 基づき,県の障害福祉施策に関する審議会で 害者施策推進協議会」の審議を経て,県民意 ブリックコメント)に寄せられた県民の皆様 业関係団体等からの御意見を踏まえながら策	第1項の規定に表 ある「宮城県障害 見提出手続(パン	障害者基本法第11条第5項及び第36条 基づき,県の障害福祉施策に関する審議会で 害者施策推進協議会」の審議を経て,県民意 ブリックコメント)に寄せられた県民の皆様 証関係団体等からの御意見を踏まえながら策	・時点更新	
	平成28年10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について	平成28年10月26日	平成28年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの骨子について		
	平成29年 1~2月 " 2月14日	<u>平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査の実施</u> 平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会	平成29年2月14日	平成28年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策について		
		・みやぎ障害者プランの重点施策について	" 6月5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会		
	』 6月 5日	平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者プランの重点施策・各論(素案)について	" 10月10日	・みやぎ障害者プランの重点施策・各論(素案)について 平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会		
	" 10月10日	平成29年度第2回宮城県障害者施策推進協議会 ・みやぎ障害者ブランの中間案及び宮城県障害福祉計画の 策定について		・みやぎ障害者プラン(中間案)について (以降今後追記)		
	" 11月14日	平成29年度第3回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について				
	" 12月12日	宮城県議会保健福祉委員会での報告				

該当ページ		最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について		
	1 2月18日	パブリックコメント (1月17日まで)		
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の中間案について		
	平成29年12月~	個別訪問による主な関係団体等(26団体等)への説明		
	平成30年 2月	<u>(78ページのとおり)</u>		
	2月13日	平成29年度第2回宮城県障害者自立支援協議会		
		・みやぎ障害者ブラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について		
	2月16日	平成29年度第4回宮城県障害者施策推進協議会		
		・みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画の最終案について		
		みやぎ障害者プラン及び宮城県障害福祉計画決定		
	3月14日	宮城県議会保健福祉委員会での報告		
79	【参考】個別訪問	問により御意見を伺った団体等	(追加)	・実績を追記
	障害福祉関係団体(20団体)			
	高次脳機能障害者領 CIL たすけっと	家族会 心のネットワークみやぎ 仙台市障害者福祉協会		
	日本オストミー協会	会宮城県支部 発達支援ひろがりネット		
	宮城あすなろ会	宮城県喉頭摘出者福祉協会立声会		
	宮城県視覚障害者福			
	宮城県社会福祉協議			
	宮城県精神障がいる			
	宮城県脊髄損傷者は			
	宮城県聴覚障害者は	<u>富城県手をつなぐ育成会</u>		
	宮城県自立支援協議会構成員	(6事業所等)		
	県南生活サポートす	センターアサンテ 障害児デイケアセンターこどもの広場		
	障害者相談支援事業			
	地域拠点センター	<u>なごみの里サポートセンター</u>		

該当ページ	最終案	中間案(平成29年度第2回協議会提示資料)	摘 要
81	3 プラン推進のために 【県の役割】 ◆ また、市町村等と連携し、関係団体の活動を促進する 環境づくりや活動内容の認知度向上、地域住民の連帯感 の醸成等について支援していきます。	3 プラン推進のために 【県の役割】 ◆ また、民間福祉団体の活動や地域住民の連帯感の醸成 等について市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを 	☆支援団体などの存在について, 市町村と連携した認知度向上が 必要という意見の反映
同	【関係団体の役割】 ◆ 障害当事者団体及び支援団体を中心に、障害のある人やその家族が「社会モデル」の考え方を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を除去する方法をわかりやすく伝えるコミュニケーションスキルを習得できるよう、必要な支援を行うことが期待されています。 ◆ 行政や関係機関等と協働しながら、利用者本位のサービス提供やピアサポート等を促進する役割も期待されています。	【関係団体の役割】 (追加) ◆ また、利用者本位のサービス提供のためには、当事者 団体や家族会等と協働していくことも大切です。	☆当事者団体,支援団体などの存在にスポット当ててはどうかという協議会での意見の反映